

統計行政をめぐる社会経済情勢の変化

- 平成27年10月以降、経済財政諮問会議において、経済統計を中心とした統計改善の議論が活発化
- 統計行政を所管する総務省においては、諮問会議の議論を踏まえ、統計委員会における横断的課題に関する検討や、大臣が主導する統計局所管統計の改善に向けた検討を推進中
- 現在も、「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」(内閣府)における国民経済計算等の改善に向けた課題整理を始め、政府・与党内における統計改善に向けた各種の検討・議論が進められており、平成28年末には改善の方向性に一定の結論が得られる見込み

平成29年以降は、統計改善を具
体化した上で、計画的な推進、適
切なフォローアップが重要

基本計画の前倒し改定

- ◆ 平成19年の統計法全面改正において、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する規定を創設
- ◆ また、統計法第4条第6項において、「政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに基本計画を変更する」と規定
- ◆ 公的統計の改善を真に実効性あるものとするため、第III期基本計画の策定に向けた統計委員会の議論を平成29年の早期に開始し、同年末までに結論を取りまとめた上で、平成29年度内に閣議決定を行い、計画的な改善の推進・フォローアップを実施

第III期基本計画策定の流れ(イメージ)

